

連系線の運用にかかわる
平日・休日カレンダーの見直しについて

2025年10月6日

- 業務規程により、平日・休日の区分に関しては、広域機関から指定することとしている。
- しかし、エリアにより曜日・年末年始・GW・お盆などの需要に特徴があり、平日、休日または特殊日の扱いが、広域機関で指定するものと異なる場合がある。
- よって毎年、翌年度以降2年分の「連系線の運用にかかわる平日・休日カレンダー」を広域機関より公表している。
- 2026年度より、中地域交流ループが運用開始となるため、連系線の運用にかかわる平日・休日カレンダーを見直した（付録を参照）。
- **2026・2027年度以降は今回提案したカレンダーの様式を使用することとしたい。**

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務規程（以下「本規程」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号、以下「法」という。）第28条の41及び定款第6条の規定に基づき、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務及びその執行に関する事項等を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

（用語）

第2条 本規程で使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、法並びに法に基づいて規定された政令、省令及び本機関の定款において使用する用語の例による。

2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- 一 「休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに本機関が指定する日をいう。
- 二 「平日」とは、休日以外の日をいう。
- 三 削除
- 四 削除

2025年3月1日

2025年度・2026年度 連系線の運用にかかわる平日・休日カレンダーについて

運用容量検討会・マージン検討会にて検討を行った各連系線の運用容量およびマージンの値を平日、休日または特殊日として扱う日についてお知らせいたします。

エリアにより曜日・年末年始・GW・お盆などの需要に特徴があるため、運用容量・マージンについて、平日、休日または特殊日としての扱いが通常のカレンダーと異なる場合があるためお知らせいたします。

【具体例】

- ・正月・お盆・GWは、「休日」または「特殊日」として扱う
- ・休日・特殊日明けの夜間帯（0:00~8:00）は休日（特殊日）並みの需要となるため、夜間帯を「休日」または「特殊日」として扱う

<別紙> 2025年度・2026年度 連系線の運用にかかわる平日・休日カレンダー

以上

出所) 2025年度・2026年度 連系線の運用にかかわる平日・休日カレンダーについて
(2025年3月1日)より抜粋 広域機関HP系統情報サービスよりダウンロード

連系線の運用にかかわる平日・休日カレンダーの主な変更点

- 連系線の運用にかかわる平日・休日カレンダーの主な変更点を以下に示す。
- 連系線運用容量の項目に修正前と比較して9列の増加があった。
- 変更に伴い、注釈の追加等の軽微な修正も実施した。

項目	変更設備	変更点	理由・備考
連系線 運用容量	中地域交流ループ	追加	✓ 中地域交流ループ運用開始に伴い、列を追加。 ✓ 中部、北陸、関西フェンスの平日・休日は共通のため、同一の列。 <追加列> ● 設備：中地域交流ループ（×1） ● 方向：両方向（×1） 計1列
	中地域交流ループ開放時の 中部、北陸、関西フェンス （個別連系線）	削除 追加	✓ 個別連系線の列（中部関西間、北陸関西間連系線）を削除。 ✓ 中地域交流ループ開放（放射状系統）時には、各フェンス（個別連系線）ごとに平日・休日・特殊日が設定されるため、列を追加。 ✓ 上記の系統状況では、中地域交流系統のフェンス運用容量は、他2フェンスの合計値となるため、開放する連系線の両端のエリアフェンスを記載。 <削除列> ● 設備：中部関西間、北陸関西間連系線（×2） ● 方向：順方向、逆方向（×2） 計4列 <追加列> ● 系統：中部北陸間、中部関西間、北陸関西間 開放（×3） ● 設備：中部、北陸、関西フェンスから系統条件2設備（×2） ● 方向：順方向、逆方向（×2） 計12列